

令和6年度第10回教育委員会会議日程

開催期日 令和6年11月27日（水）

開催時間 14時30分

開催場所 芽室町役場2階会議室7

開 会

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 前会議録の承認
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 報告第25号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
- 日程第5 報告第26号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）
- 日程第6 議案第35号 芽室町奨学金の償還免除決定の件（非公開）
- 日程第7 議案第36号 芽室町教育支援委員会具申の件（非公開）
- 日程第8 議案第37号 令和5年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況について
の点検及び評価の報告書」提出の件
- 日程第9 議案第38号 芽室町文化賞等規則中一部改正の件
- 日程第10 議案第39号 芽室町スポーツ賞等規則中一部改正の件
- 日程第11 議案第40号 令和6年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する
意見申し出の件（非公開）

閉 会

日程第 4

報告第 2 5 号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第 1 9 条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和6年度就学援助認定総括表(11月認定者)

(令和6年11月1日現在)

申請世帯	2	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	2	世帯
要保護世帯		世帯
準要保護世帯	2	世帯
経済的困窮世帯	2	世帯
児童扶養手当受給世帯		世帯
生活保護廃止世帯		世帯
町民税非課税・減免世帯		世帯
国民年金保険料免除世帯		世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯		世帯
認定廃止世帯		世帯

◎準要保護認定者数一覧 (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校						1	1
上美生小学校							0
芽室西小学校				1			1
芽室南小学校							0
合 計	0	0	0	1	0	1	2

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合 計	0	0	0	0

◎要保護認定者数一覧

学校名\学年	小5	小6	中3	計
上美生小学校				0
芽室西小学校				0
芽室中学校				0
芽室西中学校				0
合 計	0	0	0	0

合計 2

●準要保護不認定者数一覧 (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合 計	0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合 計	0	0	0	0

合計 0

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
						0
						0
						0
						0
0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

1年	2年	3年	計
			0
			0
			0
0	0	0	0
合計			0

令和6年度就学援助認定総括表

(令和6年11月1日現在)

申請世帯	117	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	109	世帯
要保護世帯	0	世帯
準要保護世帯	109	世帯
経済的困窮世帯	36	世帯
児童扶養手当受給世帯	67	世帯
生活保護廃止世帯	2	世帯
町民税非課税・減免世帯	3	世帯
国民年金保険料免除世帯	1	世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯	6	世帯
認定廃止世帯	2	世帯

◎10年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
27	247	210	36	11	16.3
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7
31	205	170	30	3	14.7
2	189	165	23	0	14.3
3	159	142	17	1	12.4
4	157	138	19	4	12.0
5	138	120	16	2	10.8
6	117	109	6	0	10.3

(内数)

◎準要保護認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	14	7	11	11	8	18	69
上美生小学校							0
芽室西小学校	3	5	7	5	3	6	29
芽室南小学校							0
合 計	17	12	18	16	11	24	98

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	14	13	16	43
上美生中学校	2		1	3
芽室西中学校	2	2	6	10
合 計	18	15	23	56

合計 154

●準要保護不認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校		1	1		1	2	5
上美生小学校							0
芽室西小学校	1	1				1	3
芽室南小学校							0
合 計	1	2	1	0	1	3	8

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	2			2
上美生中学校				0
芽室西中学校		1		1
合 計	2	1	0	3

合計 11

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
8	6	6	6	1	8	35
						0
2	4	4	3	2	2	17
						0
10	10	10	9	3	10	52

(中学校)

1年	2年	3年	計
5	8	11	24
1		1	2
2	1	6	9
8	9	18	35

合計 87

○要保護の停止・廃止

芽室小学校	3年	1 人
芽室中学校	1年	1 人
	3年	1 人
上美生中学校	1年	1 人

○町民税非課税・減免

芽室小学校	1年	1 人
	4年	1 人
	5年	1 人
	6年	1 人
芽室西小学校	6年	1 人
芽室中学校	2年	1 人

○国民年金保険料免除

芽室小学校	5年	1 人
-------	----	-----

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）

要保護及び準要保護児童生徒認定要領

第1 目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

第2 援助対象者

芽室町に居住し、芽室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護及び要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

第3 認定基準

1 要保護児童生徒

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の児童生徒

2 準要保護児童生徒

（1）前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者

イ 町民税の非課税又は減免を受けた者

ウ 個人事業税の減免を受けた者

エ 固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）

オ 国民年金保険料の掛金の減免を受けた者

カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者

キ 児童扶養手当の支給を受けている者

ク 生活福祉資金の貸付けを受けた者

（2）（1）に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

ア 生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合

イ 不慮の災害のために経済的に困窮している者

ウ 会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合

エ 年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合

オ その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

（3）（2）に定める者の認定方法

ア 給与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。))」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

イ 給与所得者以外の者の場合

「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

ウ (2) ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を十分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

3 「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

第4 認定の取扱

1 認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

- (1) 教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、4月から開始する。
- (2) (1) に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。

ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、4月から開始する。

- (3) 前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。
- (4) 生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

2 認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 町外へ転出したとき
- (2) 第3に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき
- (3) 申請者から辞退の申出がされたとき

3 認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消することができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請であることが判明したとき

(2) 申請者から取下の申出がなされたとき

第5 就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

第6 委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年4月25日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年8月22日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行する。(平成29年11月30日決定)

日程第 5

報告第 26 号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和 6 年 11 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○芽室町奨学金貸付条例（抜すい）

令和元年 6 月 17 日 条例第 16 号

（貸付対象者）

第 2 条 奨学金は、次に掲げる条件を備えた学生に対して貸し付ける。

- （1） 経済的理由により奨学金を必要としていること。
- （2） 父、母又はそれに代わり学生を監護していると町長が認める者（以下これらの者を「保護者」という。）が芽室町内に居住していること。
- （3） 学生及び学生の保護者が、町税及び国民健康保険税を完納していること。

（貸付決定及び通知）

第 5 条 町長は、前条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、貸付けの適否を決定したときは、教育委員会に報告するものとする。

日程第 6

議案第 3 5 号

芽室町奨学金の償還免除決定の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、償還免除の決定をしようとするものであります。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○芽室町奨学金貸付条例

平成29年3月7日条例第2号

(償還の免除)

第11条 町長は、奨学生が次の各号のいずれにも該当するときは、償還の一部を免除することができる。

- (1) 高等教育機関等を卒業した年度の翌年度以降から、芽室町内に2年以上居住していること。
- (2) 償還免除決定時に芽室町内に居住していること。
- (3) 町民税の課税対象であること。
- (4) 町税及び国民健康保険税を完納していること。
- (5) 当該年度までに償還の遅延がないこと。

2 町長は、奨学生が死亡又は重度心身障害の状態にある等により奨学金の償還が不能となったときは、その償還の全部又は一部を免除することができる。

(償還の延長又は免除の申請)

第12条 償還の延長又は免除を受けようとする奨学生又はその遺族は、規則で定める書類を町長に提出しなければならない。

(償還の延長又は免除の決定及び通知)

第13条 町長は、前条の申請があったときは、教育委員会に諮って償還の延長又は免除の適否を決定し、当該奨学生に通知するものとする。

(償還免除)

第9条 償還を免除することができる条件は、条例第11条第1項に規定するもののほか、次の各号のとおりとする。

- (1) 同項第1号に規定する償還免除の対象者は、毎年9月30日を基準に2年以上芽室町に居住している者とする。
- (2) 償還免除の対象となる期間は、最大3年とすること。
- (3) 償還の免除を受けた者が、芽室町から転出した場合は、償還期間中に再度転入した場合でも、償還免除の対象にはならない。
- (4) 償還免除額は、年間返還金額の2分の1とする。

(償還の延長又は免除の申請)

第10条 条例第12条の規定により償還の延長又は免除を受けようとする者（以下「延長又は免除申請者」という。）は、償還延長・免除申請書（第14号様式）を町長に提出するものとする。

2 条例第11条第1項の規定により償還の免除を申請するときは、前項に加えて延長又は免除申請者の当該年度の課税を証明する書類を町長に提出しなければならない。

(償還の延長又は免除決定の通知)

第11条 条例第13条の規定により免除の延長又は免除を決定したときは、償還延長・免除決定通知書（第15号様式）により延長又は免除申請者に通知するものとする。

(償還の延長又は免除決定の取消し)

第12条 町長は、償還の延長又は免除を受けることが決定した者（以下「延長・免除決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該年度における償還の延長・免除の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 償還延長・免除決定通知書発行の日までに延長又は免除の対象となる条件を満たさなくなったとき。
 - (2) 償還の延長又は免除の決定の内容又はこの規則の規定若しくは規定に基づく指示に違反し、又は従わないとき、その他偽りや不正の手段により償還の延長又は免除を受けたとき。
- 2 町長は、前項の規定による取消しを決定したときは、その旨を償還延長・免除取消通知書（第16号様式）により延長・免除決定者に通知するものとする。
- 3 第1項により免除の取消しが決定した延長・免除決定者は、取消しが決定した年度の翌年度以降に同じ条件による償還の免除を申請することができない。

日程第 7

議案第 3 6 号

芽室町教育支援委員会具申の件（非公開）

芽室町教育支援委員会の審査結果に基づく具申がありましたので、心身障害児童に対し、能力に応じた教育が受けられるよう適正な就学指導をしようとするものであります。

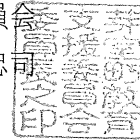
令和 6 年 1 1 月 2 7 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和6年10月9日

芽室町教育委員会
教育長 程野 仁 様

芽室町教育支援委員会
委員長 新倉 忠 司



特別支援学級等への入級について（具申）

令和6年度第1回芽室町教育支援委員会の協議結果について、関係書類を付して具申します。

記

- 1 特別支援学級等に入級する児童・生徒の適否の判断について
別紙のとおり
- 2 添付書類 就学先決定シート
別紙のとおり

日程第 8

議案第 37 号

令和 5 年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検
及び評価の報告書」提出の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、令和 5 年度の
教育委員会の活動状況や事務事業の点検・評価の報告書を芽室町議会に提出しようと
するものであります。

令和 6 年 11 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和5年度

教育に関する事務の管理及び執行の
状況についての点検及び評価の報告書

令和6年11月

芽室町教育委員会

はじめに

平成 19 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することが規定されました。

本報告書は、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに町民に対する説明責任を果たすために、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条の規定に基づき、令和 5 年度の教育委員会の活動状況や事務事業の点検・評価を実施し、報告するものです。

この点検・評価は、「第 5 期芽室町総合計画」の後期実施計画で、「基本目標 2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり」に定める施策に沿って、毎年度、点検・評価を実施することとしています。

令和 6 年 11 月

芽室町教育委員会

(参考) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

目 次

第1章 教育委員会の活動状況

	ページ
1 教育委員会の会議の開催状況	1
2 条例、規則等の制定、改廃及び計画等の策定の状況	6
3 教育委員の活動状況	7
4 附属機関等の開催状況	8
5 教育関係の表彰	10
6 教育委員会の組織	11
7 教育委員会事務局の事務分掌	12

第2章 施策マネジメントシートによる評価

1 学校教育の充実	17
2 社会教育の推進	20
3 地域文化の振興	22
4 スポーツしやすい環境づくり	24

第3章 芽室町教育振興基本計画における位置付け及び達成目標等

1 芽室町教育振興基本計画施策項目及び成果指標実績	27
---------------------------	----

第1章

教育委員会の活動状況

1 教育委員会の会議の開催状況

芽室町教育委員会の会議は原則として公開で、毎月1回開催しています。

この会議においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び芽室町教育委員会会議規則に基づき、教育長及び教育委員が教育行政に関する基本的な方針の決定や教育委員会規則の制定、職員の任免に関することなど、教育に関するさまざまな議題について審議しました。

令和5年度は次のとおり開催しました。

期 日	番 号	付 議 案 件
令和5年 4月26日	報告第 1 号	芽室町奨学金貸付の件
	報告第 2 号	区域外就学認定の件
	議案第 1 号	芽室町教育支援委員会委員委嘱の件
	議案第 2 号	芽室町教育研究所職員委嘱の件
	議案第 3 号	芽室町立学校における学校運営協議会委員委嘱の件
令和5年 5月22日	報告第 3 号	就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
	報告第 4 号	芽室町奨学金貸付の件
	議案第 4 号	教育委員会委員の学校訪問実施の件
	議案第 5 号	芽室町学校給食運営協議会委員委嘱の件
	議案第 6 号	芽室町社会教育委員委嘱の件
	議案第 7 号	令和5年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件
	議案第 8 号	芽室町図書館協議会委員委嘱の件
令和5年 5月29日	議案第 9 号	契約締結（芽室町総合体育館外構整備工事）の議案に対する意見申し出の件
令和5年 6月12日	議案第 10 号	令和5年度第12地区教科書採択地区調査委員会委員推薦の件
令和5年 6月28日	報告第 5 号	就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
	報告第 6 号	芽室町奨学金貸付の件
	報告第 7 号	就学指定校変更認定の件

令和5年 6月28日	議案第 11 号	芽室町地域スポーツクラブ活動体制整備準備委員会委嘱の件
	議案第 12 号	芽室町小中一貫教育基本方針策定委員会委員委嘱の件
	議案第 13 号	芽室町の部活動の在り方に関する方針改定の件
令和5年 7月24日	報告第 8 号	就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
	報告第 9 号	芽室町奨学金貸付の件
	報告第 10 号	教育委員会委員学校訪問実施に伴う所感の件
	議案第 14 号	芽室町教育委員会事務局管理職員等任免の件
	議案第 15 号	令和5年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件
令和5年 8月28日	報告第 11 号	就学指定校変更（学校選択）認定の件
	報告第 12 号	芽室町電子図書館開設の件
	議案第 16 号	令和6年度使用小学校用教科用図書採択の件
	議案第 17 号	令和6年度使用中学校用教科用図書採択の件
	議案第 18 号	令和6年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書採択の件
	議案第 19 号	令和5年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果掲載の件
	議案第 20 号	契約締結（芽室町総合体育館内部改修工事）の議案に対する意見申し出の件
	議案第 21 号	請負変更契約締結（町営水泳プール等整備工事）の議案に対する意見申し出の件
	議案第 22 号	令和5年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件
令和5年 9月15日	報告第 13 号	芽室町教育委員会委員に係る議会同意の件
	報告第 14 号	芽室町奨学金貸付の件
	議案第 23 号	令和5年度全国学力・学習状況調査結果の広報誌掲載の件
	議案第 24 号	芽室町図書館設置及び管理条例施行規則中一部改正の件
令和5年 10月25日	報告第 15 号	教育長職務代理者指名の件

令和5年 10月25日	報告第 16 号	芽室町奨学金貸付の件
	報告第 17 号	区域外就学認定の件
	報告第 18 号	就学指定校変更認定の件
	議案第 25 号	芽室町私立高等学校生徒授業料補助認定の件
令和5年 11月27日	報告第 19 号	就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
	報告第 20 号	芽室町奨学金貸付の件
	報告第 21 号	区域外就学認定の件
	報告第 22 号	就学指定校変更（学校選択）認定の件
	報告第 23 号	中学校生徒会との「オンライン教育委員会・子どもトーク」実施の件
	議案第 26 号	芽室町奨学金の償還免除決定の件
	議案第 27 号	芽室町教育支援委員会具申の件
	議案第 28 号	令和4年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告書」提出の件
	議案第 29 号	芽室町奨学金貸付条例施行規則中一部改正の件
	議案第 30 号	令和5年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件
	議案第 31 号	芽室町教育委員会事務局管理職員等任免の件
令和5年 12月11日	協議案 1 号	小中学校冬季休業期間における図書館繰上開館の件
	議案第 32 号	令和5年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件
令和5年 12月27日	報告第 24 号	就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
	報告第 25 号	芽室町奨学金貸付の件
	報告第 26 号	芽室町奨学金の償還免除決定の訂正の件
	報告第 27 号	芽室町学校歯科医の委嘱辞退の件
	報告第 28 号	就学指定校変更（学校選択）認定の件
	議案第 33 号	芽室町教育支援委員会具申の件
	議案第 34 号	令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果掲載の件

令和 5 年 12 月 27 日	協議案第 2 号	令和 6 年度芽室町一般会計教育費予算の件
令和 6 年 1 月 24 日	報告第 29 号	就学困難な児童生徒に係る就学援助認定廃止の件
	報告第 30 号	芽室町奨学金貸付の件
	報告第 31 号	令和 6 年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力についての件
	議案第 35 号	教育財産の所管換の件
	議案第 36 号	令和 5 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件
	協議案第 3 号	令和 6 年度芽室町一般会計教育費予算（政策推進課長ヒアリング結果）の件
令和 6 年 2 月 7 日	議案第 37 号	令和 5 年度芽室町文化賞等候補者諮問の件
	議案第 38 号	令和 5 年度芽室町スポーツ賞等候補者諮問の件
	協議案第 4 号	令和 6 年度芽室町教育行政執行方針（素案）の件
令和 6 年 2 月 21 日	報告第 32 号	就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
	報告第 33 号	芽室町奨学金貸付の件
	議案第 39 号	令和 5 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の広報誌掲載の件
	議案第 40 号	令和 5 年度芽室町文化賞等受賞者決定の件
	議案第 41 号	令和 5 年度芽室町スポーツ賞等受賞者決定の件
	議案第 42 号	令和 6 年度芽室町教育行政執行方針の件
	議案第 43 号	令和 6 年度芽室町一般会計教育費予算の議案に対する意見申し出の件
	議案第 44 号	条例改正（芽室町総合体育館設置及び管理条例中一部改正）の議案に対する意見申し出の件
	議案第 45 号	令和 5 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件
令和 6 年 3 月 15 日	議案第 46 号	芽室町立学校職員任免内申の件
	議案第 47 号	令和 5 年芽室町議会定例会 3 月定例会義教育委員会所管一般質問の件
	議案第 48 号	芽室町図書館設置及び管理条例施行規則中一部改正の件

(令和6年 3月15日)	議案第 49 号	令和5年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案 に対する意見申し出の件
令和6年 3月25日	報告第 34 号	就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
	報告第 35 号	芽室町奨学金貸付の件
	報告第 36 号	区域外就学認定の件
	報告第 37 号	就学指定校変更認定の件
	議案第 50 号	芽室町教育委員会事務局管理職員等任免の件
	議案第 51 号	芽室町学校医委嘱の件
	議案第 52 号	芽室町学校歯科医委嘱の件
	議案第 53 号	芽室町学校薬剤師委嘱の件
	議案第 54 号	第12地区教科書採択教育委員会協議会委員代理 者選任の件
	議案第 55 号	芽室町小中一貫教育基本方針策定委員会設置規則 廃止の件
	議案第 56 号	芽室町小中一貫教育推進協議会設置規則制定の件
	議案第 57 号	芽室町地域スポーツクラブ活動体制整備準備会設 置規則廃止の件
	議案第 58 号	芽室町総合体育館設置及び管理条例施行規則中一 部改正の件
	協議案第 5 号	芽室町立学校における働き方改革推進プラン改定 (案) の件

2 条例、規則等の制定、改廃及び計画等の策定の状況

令和5年度に制定、改廃された教育に関する条例及び教育委員会の規則等は次のとおりです。

(1) 条例

題 名	公布年月日	施行年月日
・芽室町総合体育館設置及び管理条例中一部改正	R6. 3. 25	R6. 4. 1

(2) 規則

題 名	公布年月日	施行年月日
・芽室町図書館設置及び管理条例施行規則中一部改正	R5. 9. 28	R5. 10. 1
・芽室町奨学金貸付条例施行規則中一部改正	R5. 11. 28	R6. 4. 1
・芽室町図書館設置及び管理条例施行規則中一部改正	R6. 3. 18	R6. 3. 18
・芽室町総合体育館設置及び管理条例施行規則中一部改正	R6. 3. 26	R6. 4. 1
・芽室町小中一貫教育基本方針策定委員会設置規則廃止	R6. 3. 26	R6. 4. 1
・芽室町地域スポーツクラブ活動整備準備会設置規則廃止	R6. 3. 26	R6. 4. 1

(3) 規程、要綱等

題 名	決定年月日	施行年月日
・新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における芽室町小中学校職員の在宅勤務実施要領一部改正	R5. 5. 10	R5. 5. 8
・芽室町立学校管理規則書式規程一部改正	R5. 7. 24	R5. 8. 1
・芽室町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱一部改正	R5. 12. 7	R6. 1. 1
・芽室町立小中学校における組合掲示板設置要綱一部改正	R5. 12. 18	R5. 12. 18
・芽室町教職員住宅付与要綱一部改正	R5. 12. 18	R5. 12. 18
・芽室町上美生地区山村留学親子住宅貸与要綱一部改正	R5. 12. 18	R5. 12. 18

(4) 計画等の策定の状況（令和5年度策定なし）

計 画 名	策定年月日

3 教育委員会委員の活動状況（教育長を除く）

教育委員会委員は、毎月1回以上の教育委員会会議や町内小中学校の各種行事、研修会等へ出席するなどの活動を行っています。

※ 教育委員会会議への出席を除く

月	活 動 内 容
4 月	・ 芽室町立小中学校教職員辞令伝達式 ・ 各小中学校入学式
5 月	・ 第1回総合教育会議 ・ 各中学校体育祭
6 月	・ 教育委員会委員による学校訪問 ・ 各小学校運動会
7 月	・ 教育委員会委員による学校訪問 ・ 第58回北海道市町村教育委員研修会（札幌市）
9 月	・ 小中一貫教育先進地視察（当別町）
10 月	・ 十勝教育を考えるつどい（オンライン開催）
11 月	・ 第2回総合教育会議 ・ 十勝管内市町村教育委員会教育委員研修会（オンライン開催） ・ 西部十勝教育委員会連絡協議会教育委員研修会（新得町）
2 月	・ 第3回総合教育会議 ・ 「オンライン教育委員会・子どもトーク」（オンライン開催）
3 月	・ 各小中学校卒業式

4 附属機関等の開催状況

(1) 芽室町学校教育推進協議会（令和5年度開催なし）

開催月日	審 議 内 容

(2) 芽室町教育振興基本計画策定委員会（令和5年度開催なし）

開催月日	審 議 内 容

(3) 芽室町教育支援委員会

開催月日	審 議 内 容
令和5年10月20日	特別支援学級入級の可否
令和5年12月5日	特別支援学級入級の可否

(4) 芽室町学校給食運営協議会

開催月日	審 議 内 容
令和5年7月12日	令和4年度学校給食の実施実績について 令和5年度学校給食の実施について 令和5年度学校給食施設衛生検査の実施について 学校給食実施における献立・食材等について
令和5年12月4日	令和5年度学校給食の実施状況について 令和5年度学校給食施設衛生検査の実施について 令和5年度学校給食嗜好調査の結果について 学校給食実施における献立・食材等について

(5) 芽室町社会教育委員会

開催月日	審 議 内 容
令和5年6月23日	社会教育法及び社会教育委員について 芽室町第2期社会教育推進中期計画について 令和5年度生涯学習課所管事務（事業）について 生涯学習関係事業について（4月1日以降） 委員長・副委員長の選出について 各種委員等の推薦について
令和6年2月13日	生涯学習課所管事務（事業）について（6月15日以降） 令和5年度（第52回）十勝管内社会教育委員研修会について 令和5年度芽室町文化賞等候補者の諮問について

	令和5年度芽室町スポーツ賞等候補者の諮問について
令和6年3月19日	生涯学習課所管事務（事業）について（2月13日以降） 令和5年度社会教育関連事業報告について 令和6年度教育行政執行方針について 令和6年度社会教育関連予算案について 芽室町電子図書館について

（6）芽室町文化財保護審議会

開催月日	審 議 内 容
令和5年10月20日	町指定天然記念物の「芽室公園の柏の木」の状況について 旧中伏古小学校敷地内のイタヤカエデの樹齢について 芽室町ふるさと歴史館収蔵資料の収集活動及び活用について

（7）芽室町生涯学習計画策定委員会（令和5年度開催なし）

開催月日	審 議 内 容

（8）芽室町スポーツ推進委員会

開催月日	審 議 内 容
令和6年3月25日	芽室町営水泳プール等整備事業について チャレンジデーに代わる新たな事業について

（9）芽室町図書館協議会

開催月日	審 議 内 容
令和5年9月4日	令和5年度図書館要覧について 令和5年度図書館費予算について 令和5年度図書館事業計画について 芽室町電子図書館について
令和5年12月18日	令和5年度芽室町図書館利用統計について 令和5年度芽室町図書館事業について 小中学校冬季休業期間における図書館繰上開館について 令和6年度芽室町読書感想文コンクールについて
令和6年2月14日	令和5年度芽室町図書館利用統計について 小中学校冬季休業期間における図書館繰上開館について 図書館利用者アンケートについて

5 教育関係の表彰

(1) 芽室町文化賞・スポーツ賞等授賞式

開催日時 令和6年3月9日(土)

開催場所 芽室町中央公民館大ホール

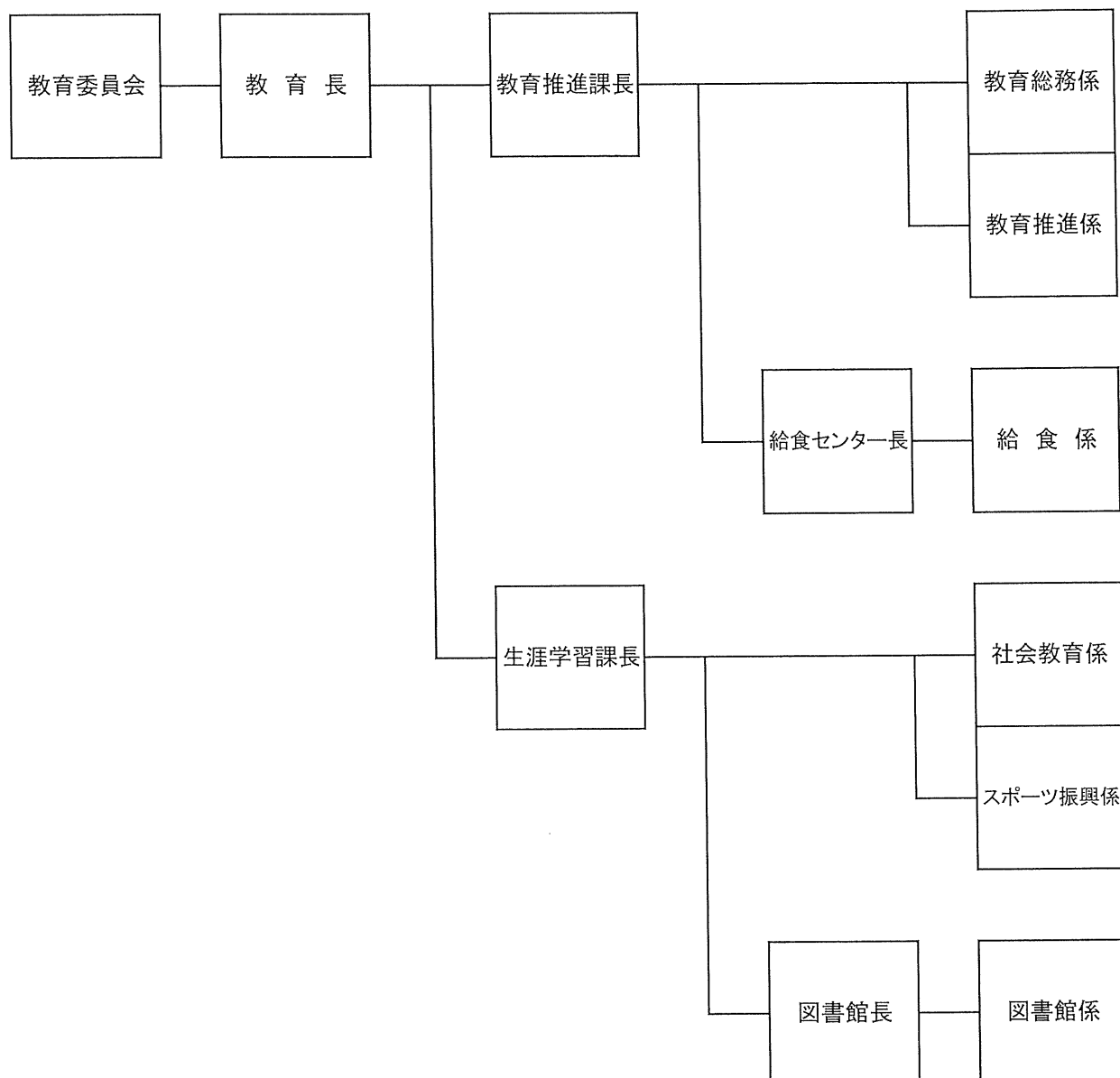
(2) 文化賞等被表彰者

・文化賞	成績優秀の部	8個人、1団体
・文化賞	功労の部	該当なし
・文化奨励賞	成績優秀の部	1個人、4団体
・文化奨励賞	功労の部	1個人
・少年文化賞		12個人
・少年文化奨励賞		36個人、12団体

(3) スポーツ賞等被表彰者

・スポーツ賞	優秀選手の部	15個人、4団体
・スポーツ賞	功労の部	6個人
・スポーツ奨励賞	優秀選手の部	12個人、5団体
・少年スポーツ賞		21個人、2団体
・少年スポーツ奨励賞		114個人、10団体

6 教育委員会の組織



7 教育委員会事務局の分掌事務

① 教育推進課

- (1) 教育委員会の会議及び総合調整に関すること。
- (2) 職員の人事及び給与に関すること。
- (3) 教育委員会の財務に関すること。
- (4) 学校の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育財産の管理に関すること。
- (6) 学校教育に関すること。
- (7) その他学校教育行政一般に関すること。

①-1 教育推進課教育総務係

- ア 教育委員会の会議に関すること。
- イ 儀式、褒章及び表彰に関すること。
- ウ 教育委員会の条例、規則、規程の制定又は改廃に関すること。
- エ 事務局、教職員その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- オ 職員の進退、賞罰、服務、給与、福利及び研修に関すること。
- カ 学校の設置、管理及び廃止に関すること。
- キ 通学区域に関すること。
- ク 教育財産の管理並びに取得、処分の申し立てに関すること。
- ケ 公印の管理に関すること。
- コ 教育行政相談に関すること。
- サ 他の課、係との連絡調整に関すること。
- シ 他の課、係の所管に属さない事項に関すること。

①-2 教育推進課教育推進係

- ア 学級編制に関すること。
- イ 教科内容及びその取扱に関すること。
- ウ 教科書その他の教材の取り扱いに関すること。
- エ 教職員の研修及び福利厚生に関すること。
- オ 学校保健及び学校安全に関すること。
- カ 児童・生徒の就学奨励及び援助に関すること。
- キ スクールバスの運行に関すること。
- ク 教育研究所及び学校教育振興会の連絡調整に関すること。
- ケ コミュニティ・スクール（学校運営協議会関係）に関すること。
- コ その他学校教育に関すること。

※教育推進課に属する所管機関～給食センター

①-3 給食センター給食係

- ア センターの運営管理に関すること。
- イ 学校給食の供給に関すること。
- ウ 学校給食運営協議会に関すること。
- エ 学校給食の向上発展に関すること。
- オ その他学校給食に関すること。

② 生涯学習課

- (1) 社会教育に関すること。
- (2) 社会教育団体に関すること。
- (3) 社会教育施設の設置、管理運営並びに廃止に関すること。
- (4) 芸術文化に関すること。
- (5) その他社会教育行政一般に関すること。

②-1 生涯学習課社会教育係

- ア 社会教育委員に関すること。
- イ 社会教育の推進に関すること。
- ウ 青少年教育、婦人、高齢者等成人教育に関すること。
- エ 講座の開設及び討論会、講演会、展示会その他の集会の開催並びに奨励に関すること。
- オ 社会教育団体の指導育成に関すること。
- カ 芸術文化に関すること。
- キ 文化財の保護に関すること。
- ク 集団研修施設・ふるさと歴史館の管理運営に関すること。
- ケ 生涯学習の推進に関すること。
- コ 公民館の管理運営・活動に関すること。
- サ 公民館事業の計画・実施に関すること。
- シ コミュニティ・スクール(めむろ郷育・夢育応援団本部関係)に関すること。

②-2 生涯学習課スポーツ振興係

- ア 社会体育施設の管理運営に関すること。
- イ スポーツ振興に関すること。
- ウ 学校体育施設に関すること。
- エ スポーツ推進委員に関すること。
- オ 体育団体の指導育成に関すること。
- カ その他体育振興に関すること。
- カ ゲートボールの振興に関すること。

※生涯学習課に属する所管機関～図書館

②-3 図書館図書館係

- ア 図書館施設の維持、管理、運営及び事業計画に関すること。
- イ 図書館資料の受入れ、保存及び除籍に関すること。
- ウ 図書の分類、配列及びその目録の作成に関すること。
- エ 図書資料の配架、貸出し及び返却事務に関すること。
- オ その他庶務及び奉仕関係に関すること。

第2章

施策マネジメントシートによる評価

まちづくりの基本目標 2

心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

1 学校教育の充実

第5期芽室町総合計画

政 策	2-1	豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実
施 策	└──	2-1-1 学校教育の充実
主 管 課		教育推進課

2 社会教育の推進

第5期芽室町総合計画

政 策	2-1	豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実
施 策	└──	2-1-2 社会教育の推進[主管課]社会教育課
主 管 課		生涯学習課

3 地域文化の振興

第5期芽室町総合計画

政 策	2-2	地域文化の形成とスポーツ環境の充実
施 策	└──	2-2-1 地域文化の振興
主 管 課		生涯学習課

4 スポーツしやすい環境づくり

第5期芽室町総合計画

政 策	2-2	地域文化の形成とスポーツ環境の充実
施 策	└──	2-2-2 スポーツしやすい環境づくり
主 管 課		生涯学習課

施策番号 2-1-1	施策名	学校教育の充実	基本目標	心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり		
			政策名	豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実		
	主管課	教育推進課	課長名	坂口勝己	内線	441
	施策関係課					

1. 施策の方針と成果指標

施策の方針		対象		意図				結果	
社会に開かれた教育課程を基軸として、地域とともにある学校づくりを推進するとともに幼保小、小中連携・一貫教育などを推進することにより、持続可能な社会の創り手の育成を目指します。		児童生徒		・確かな学力、豊かな心と健やかな体を育み、持続可能な社会の創り手となるための資質・能力を身につける				社会に出たときに自立できる児童生徒	
成果指標	説明	単位	策定時(基準値)	2023年度実績	2024年度実績	2025年度実績	2026年度実績	2026年度目標	
①「授業の内容がわかる」と回答した児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査	%	72.9 (R3)	77.6				80.0	
②「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査	%	79.5 (R3)	84.8				80.0	
③「朝食を毎日食べている」と回答した児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査	%	87.7 (R3)	92.3				90.0	
成果指標設定の考え方	成果指標の設定は、全国学力・学習状況調査の結果を採用し、①「豊かな学力」、②「豊かな心」、③「健やかな体」を育む上で、3つの指標を設定した。目標値の設定は、各成果指標共に5%程度の上昇を目指し設定した。								

2. 施策の事業費

	策定時決算	2023年度決算	2024年度決算	2025年度決算	2026年度決算
施策事業費（千円）	1,049,599	934,372			

3. 施策の達成状況

(1) 施策の達成度とその考察			
①2023年度の成果評価(基準年との比較)	☒ 成果は向上した ☐ 成果は変わらなかった ☐ 成果は低下した	想定される理由	指標①②は少人数学級編成、授業改善、不登校支援、ICT教育環境の整備など、個に応じた指導の充実やコミュニティ・スクールの推進、指標③は食育・食農教育の充実や家庭との連携が向上に結びついたと考えられる。
②第5期総合計画後期実施計画(2026年度)の最終的な目標達成状況	☒ 現状の取組の延長で目標は達成できる ☐ 現状の取組の延長で目標達成は難しいが、現行事業の見直しや新規事業の企画実施で目標達成は可能 ☐ 事業の見直しや新規事業の企画実施をしても目標達成は難しい	根拠(理由)	指標①②の目標達成に向け、少人数学級編成や習熟度別少人数指導、特別支援教育の充実、不登校支援システムの活用、ICT教育環境の整備など、誰一人取り残すことのない個に応じた学びの場の充実や、コミュニティ・スクールの推進を図っているが、これらの取組を一層推進し、指標①の目標達成と指標②の目標維持を図る。指標③の目標達成に向け、栄養教諭・管理栄養士による全校の全学級を対象とした食育指導や食農教育の充実を図っているが、児童生徒の基本的な生活習慣の確立に向けた家庭との連携も一層推進し、目標の達成を図る。

(2) 施策の成果評価に対する2023年度事務事業総括			
①施策の成果向上に対して貢献度が高かった事務事業	①児童生徒支援事業 ②小学校(中学校)教材・教具支援事業 ③学校給食管理運営事業 ④コミュニティスクール運営事業	②施策の成果向上に対して貢献度が低かった事務事業	
③事務事業全体の振り返り(総括)	・「①」⇒町独自に令和5年度から小中学校全学年30人以下学級編成のため町独自で臨時教諭を配置したほか、特別支援教育の推進のための地域コーディネーターや教育活動指導助手、学校支援員を配置、更には、不登校支援システムを策定し個に応じた支援を推進した。 ・「②」⇒GIGAスクール構想推進のため教育DX推進員やICTヘルプデスクを設置し、ICT活用推進のための環境を整備した。 ・「③」⇒栄養教諭・管理栄養士による全校全学級の食育指導を実施すると共に、芽室産食材を活用した「めむろまるごと給食」の提供や「食農教育」の充実を進め、児童生徒の基本的な生活習慣の確立に向けた家庭との連携を推進した。 ・「④」⇒義務教育9年間の一貫性のある学習を推進するため、「小中一貫教育基本方針」を策定した。		

(3)「施策の方針」実現に対する進捗結果(計画策定時との比較)							
担当課 評価	少人数学級編成、特別支援教育、不登校支援、ICT教育環境の整備、医療的ケア児対応など、誰一人取り残すことのない個に応じた学びの場の充実やコミュニティ・スクールの推進を図ったことにより、計画策定時と比較し前進したと考える。	進捗結果	A	B	C	D	E
					○		

A:実現した

B:(後期実施計画策定時と比較して)大きく前進した

C:(後期実施計画策定時と比較して)前進した

D:(後期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した

E:(後期実施計画策定時と比較して)後退した

4. 施策を取り巻く状況変化・住民意見等

施策を取り巻く状況と今後の予測	《施策を取り巻く状況》①学校施設などの老朽化対策や多様なニーズへの対応。(R1:学校施設等長寿命化計画策定)／②医療的ケア児を含む特別支援教育を必要とする児童生徒の増加への対応。(R2:地域コーディネーター複数配置)／③ICT教育推進への対応(R2:ICT整備・活用指針策定)／④登校に困難を抱える児童生徒の増加への対応(R3:不登校支援システム策定)／⑤部活動の地域移行への対応(R5:地域スポーツクラブ活動体制準備委員会設置) 《今後の予測》①小中学校配置計画更新(R8)を見据え、児童生徒数の減少を踏まえた計画的整備が必要。／②医療的ケア児支援法を踏まえた組織的対応方針の策定が必要。／③授業改善を前提としたICT活用指針の改定が必要。／④不登校支援システムに基づく、組織的取組の定着が必要。／⑤地域移行に向けた課題の抽出、移行方法等を協議する場が必要。(R6:部活動地域移行推進協議会設置)
この施策に対して住民・審議会・議会からどのような意見や要望が寄せられ、どのように改善したか。	・上美生地域保護者より、小中学校配置計画の次期改訂に向けた早期検討の要望がある。⇒R5:PTA役員との意見交換実施、R6:PTA会員との意見交換を予定・ ・不登校児童生徒への支援が必要である。⇒不登校支援システムに基づく組織的・計画的な取組や、相談体制強化を検討 ・不登校支援システムを推進する上で専門性が必要である。⇒システム策定時に有識者の意見を踏まえ策定したが、今後も継続しシステムを推進する。 ・部活動の地域移行については、慎重に取り組む必要がある。⇒R6:関係機関による協議会を設置し課題等の整理を行う。 ・朝食摂取率を向上させる必要がある。⇒年度間の変動もあるため継続的な取組を行う。

5. 施策の課題認識(現状の課題、第5期総合計画後期実施計画期間において新たにに取り組むべき課題)

①確かな学力の育成(児童生徒支援事業)⇒小中学校全学年における30人以下学級編制の実施等による習熟度別・少人数指導の推進、及び教育DX推進員の配置によるICT教育の推進、更には小中一貫教育の推進を図る。／②豊かな心の育成(児童生徒支援事業)⇒道徳教育や情操教育の充実、「いじめ防止基本方針」や「不登校支援システム」に基づく未然防止と早期発見・早期対応を図る。／③健やかな体の育成(学校健康診断実施事業・学校給食管理運営事業)⇒基本的な食習慣や生活習慣の確立のため、食育・食農教育、生活習慣病検査など、郷育や健康教育を推進する。／④特別なニーズに対応した教育の推進(児童生徒支援事業)⇒地域コーディネーターを中心とした発達支援システムの推進、及び、医療的ケア児支援法を踏まえた組織的支援体制の確立を図る。／⑤質の高い教育環境の整備(小学校・中学校教材・教具整備事業)⇒教育DX推進員の配置、AIドリルの導入などハード・ソフト・人材を一体としたICT環境の整備、部活動の地域移行に向け協議会を設置、更には、小中学校配置計画更新(R8)を見据え、児童生徒数の減少を踏まえた学校施設の計画的整備を進める。

6. 経営戦略会議(庁内評価)

評価	成果指標等から、前進したと評価する。	進捗結果	A	B	C	D	E
					○		
今後の取組に対する意見	5に記載の取り組みを進めてください。	A:実現した B:(後期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C:(後期実施計画策定時と比較して)前進した D:(後期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した E:(後期実施計画策定時と比較して)後退した					

7. 総合計画審議会(外部評価)

評価	庁内評価同様に前進したと評価する。	進捗結果	A	B	C	D	E
					○		
今後の取組に対する意見	・成果指標について、地域との関係などの指標があったらいいのではないか ・広報誌などで、学校に関してのお知らせをもつとすることで「地域とともにある学校」に繋がるのではないか ・全国学力テストの調査事項のうち、課題だと思ふ部分を違う学年に展開するのはどうか ・コミュニティスクールが地域に人が身近に感じられるように取り組んでほしい。 ・ICTの充実が必要ではあるが、教師が子どもたちに向き合う時間を増やしてほしい ・GIGAスクールについて、心の問題がおそろになるのではないか ・貧困で食事ができない子どもがいることを踏まえた、夏休み期間の検討をしてほしい ・おやつ提供について、子どもの健康や成長の観点で各課と協議してほしい ・欠食児の芽室町の独自調査の検討をしてください	A:実現した B:(後期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C:(後期実施計画策定時と比較して)前進した D:(後期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した E:(後期実施計画策定時と比較して)後退した					

施策の外部評価(専門部会)意見への対応一覧

No.	施策番号	施策名	外部意見		担当課
5	2-1-1	学校教育の 充実	意見	「地域と共にある学校」ということから、広報誌などで町民や地域に（学校活動を）もっとPRをした方がいいのではないかな。	教育推進課
			対応方針	① 対応する 2 検討する 3 対応不可	
			対応事業名	コミュニティ・スクール運営事業	
			対応内容	コミュニティ・スクール（CS）通信として活動内容等を町ホームページで情報発信しておりますが、学校と地域を繋ぐ観点から、広報誌面を通じた活動内容等の情報発信も行います。	

施策番号 2-1-2	施策名	社会教育の推進	基本目標	心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり		
			政策名	豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実		
	主管課	生涯学習課	課長名	江崎 健一	内 線	451
	施策関係課	教育推進課				

1. 施策の方針と成果指標

施策の方針		対象		意図				結果	
学習機会や場の提供など学習環境の充実を図るとともに、自発的な取組への支援を図ります。		町民		・「いつでも」「どこでも」「だれでも」が学ぶことができる学習環境を整備する				町民一人ひとりが自ら進んで学習に取り組み、人と人がふれあい、心豊かに充実した生涯を過ごせるまちづくり	
成果指標	説明	単位	策定時(基準値)	2023年度実績	2024年度実績	2025年度実績	2026年度実績	2026年度目標	
① 児童生徒の社会教育事業への参加者数	生涯学習課調べ	人	419 (R3)	291				1,190	
② 生涯学習の機会が充実していると思う町民の割合	住民意識調査	%	76.0	77.3				80.0	
③									
成果指標設定の考え方	①児童生徒数の減少率を考慮するも参加率を維持するもの。 ②前期計画で達成できなかった40%の目標値を超える評価を目指すもの。								

2. 施策の事業費

	策定時決算	2023年度決算	2024年度決算	2025年度決算	2026年度決算
施策事業費（千円）	113,681	146,554			

3. 施策の達成状況

(1) 施策の達成度とその考察			
①2023年度 の成果評価 (基準年との比較)	☒ 成果は向上した	想定される理由	①の指標は、読書感想文コンクールの応募数に大きく左右されており、近年学校で取り組まない学校が増えていることが要因であるが、それ以外の事業参加者は徐々にではあるが回復してきている。 ②については、公民館、図書館、ふるさと歴史館等で実施される各種講座等の事業に一定の理解がされているものとする。
	☐ 成果は変わらなかった		
	☐ 成果は低下した		
②第5期総合計画後期実施計画(2026年度)の最終的な目標達成状況	☐ 現状の取組の延長で目標は達成できる	根拠(理由)	新型コロナの5類移行に伴い、多くの事業が再開されたところであり、各種事業の参加も増えているところである。 ①の参加人数については、読書感想文コンクールの影響が大であり、それを除くと徐々に増えている状況。 5年振りに再開したトレーシーへの中学生訪問団の派遣は、異文化理解とお互いを尊重し合う心を育む等、教育効果が高いものである。 ジモト大学やコミュニティ・スクール事業等、町民を巻き込んで実施する事業を推進することは、まちづくりの一翼として貢献しているものとする。
	☒ 現状の取組の延長で目標達成は難しいが、現行事業の見直しや新規事業の企画実施で目標達成は可能		
	☐ 事業の見直しや新規事業の企画実施をしても目標達成は難しい		
(2) 施策の成果評価に対する2023年度事務事業総括			
①施策の成果向上に対して貢献度が高かった事務事業	少年教育活動運営事業	②施策の成果向上に対して貢献度が低かった事務事業	
	コミュニティスクール運営事業		
	中学生国際交流事業		
③事務事業全体の振り返り(総括)	新型コロナが5類移行し、事業がほぼ再開されたところである。 各種事業が再開された中で、各事業の点検、確認、必要な見直しに着手する必要性を感じる。 人財育成の観点からジモト大学の取り組みやコミュニティスクール事業が浸透してきたことは明るい材料であり、これらを推進することで、新たなコミュニティの創出にもつながるものとする。 ふるさと歴史館で茅室大火60年の特別展示には多くの来場者が来る等成果が見られ大変良かった		

(3)「施策の方針」実現に対する進捗結果(計画策定時との比較)							
担当課 評価	ジモト大学、コミュニティスクールの更なる推進をはかるとともに、新型コロナの5類移行を機に、これまで実施してこれなかった事業が再開するなど、学習機会の充実がはかられたものとする。		A	B	C	D	E
		進捗結果			○		

A: 実現した B: (後期実施計画策定時と比較して) 大きく前進した C: (後期実施計画策定時と比較して) 前進した
D: (後期実施計画策定時と比較して) 変わらない又は維持した E: (後期実施計画策定時と比較して) 後退した

4. 施策を取り巻く状況変化・住民意見等

施策を取り巻く状況と今後の予測	・生涯学習において「いつでも、どこでも、誰でも」が自由に学べる学習環境の整備 →電子図書の実施(R5.10～) →身障者にも配慮した図書機能 ・子ども会活動の減少 →子ども会の減少は、町内会活動にも通じるところがある。魅力創造課との連携も必要。 ・柏樹学園生の活性化 →R6年度学園生が前年を上回る等の明るい兆しはあるが、更なる活性化について検討していく ・コミュニティ・スクールやジモト大学事業の取組みによる地域コミュニティの活性化、地域教育力の向上 →学校支援ボランティアの増、ジモト大学で関わる大人が増加しており、新たなコミュニティにつながる
この施策に対して住民・審議会・議会からどのような意見や要望が寄せられ、どのように改善したか。	・コミュニティ・スクールの取組みについて、CS通信、学校支援ボランティアの活動事例の紹介等について冊子作成、配布し認知度向上に努めた。 ・子ども会活動の継続支援(単位会の減少や役員のなり手不足) ・ふるさと歴史館の活用(各種講座、特別展示等の実施) ・図書館機能の充実

5. 施策の課題認識(現状の課題、第5期総合計画後期実施計画期間において新たにに取り組むべき課題)

- ・社会教育推進中期計画(R5-R8)の着実な推進
 - コミュニティ・スクールの充実。地域学校協働活動の全町的な取組みと学校運営への明確な位置づけ。地域コミュニティの活性化。
 - ジモト大学事業による人財育成。人的ネットワーク形成。地域コミュニティの活性化。
 - 柏樹学園の充実(高齢者の学習機会、コミュニティの創出)。通園のための交通手段の確保。
 - 単位子ども会の減少～町内会事情につながるもの
- ・社会教育施設の有効活用と維持管理
 - 公民館機能の発揮(各種講座等の推進)。R7指定管理者選定。
 - 図書館機能の推進(電子図書の浸透、拡大)
 - ふるさと歴史館の運営と事業の充実(各種講座、体験会、特別展示等の実施)

6. 経営戦略会議(庁内評価)

評価	担当課評価同様に前進したと評価する。		A	B	C	D	E
		進捗結果			○		
今後の取組に対する意見	5に記載の取り組みを進めてください。	A: 実現した B: (後期実施計画策定時と比較して) 大きく前進した C: (後期実施計画策定時と比較して) 前進した D: (後期実施計画策定時と比較して) 変わらない又は維持した E: (後期実施計画策定時と比較して) 後退した					

7. 総合計画審議会(外部評価)

評価	庁内評価同様に前進したと評価する。		A	B	C	D	E
		進捗結果			○		
今後の取組に対する意見	・子どもたちに小さいころから芽室町の素晴らしさを知ってもらうためにも、課外活動(写生会)を行ったらどうか。 ・社会教育委員への取り組みの周知をしてほしい。 ・計画策定時にはない事業が増えていくため、成果指標の数値を%にするのはどうか。 ・民間主体での取り組みを、町が参加の促進(周知等)を図ってほしい。 ・大学生のまちづくりの研究への町として応援 ・電子書籍のAIの読み聞かせは、もっと温かみのある声がいい。	A: 実現した B: (後期実施計画策定時と比較して) 大きく前進した C: (後期実施計画策定時と比較して) 前進した D: (後期実施計画策定時と比較して) 変わらない又は維持した E: (後期実施計画策定時と比較して) 後退した					

施策番号 2-2-1	施策名	地域文化の振興	基本目標	心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり		
			政策名	地域文化の形成とスポーツ環境の充実		
	主管課	生涯学習課	課長名	江崎 健一	内線	451
	施策関係課	環境土木課				

1. 施策の方針と成果指標

施策の方針		対象		意図				結果	
地域における文化活動への参加を促進するとともに、文化財などの収集・活用を進めます。		町民		・文化・芸術を身近に感じさせる地域づくり				心豊かに暮らせるまち	
成果指標	説明	単位	策定時(基準値)	2023年度実績	2024年度実績	2025年度実績	2026年度実績	2026年度目標	
① 文化活動がしやすいと感じる町民の割合	住民意識調査	%	73.0 (R3)	70.1				78.0	
② 文化活動への参加者数	生涯学習課調べ	人	1,172 (R3)	1,439				1,400	
③									
成果指標設定の考え方	①前期計画で得られなかった評価(45%超)を目標値としたもの。 ②現状の加速する減少率を改善し下げ止まりの傾向を示すもの。								

2. 施策の事業費

	策定時決算	2023年度決算	2024年度決算	2025年度決算	2026年度決算
施策事業費 (千円)	16,304	20,115			

3. 施策の達成状況

(1) 施策の達成度とその考察				
①2023年度 の成果評価 (基準年との比較)	☒ 成果は向上した ☐ 成果は変わらなかった ☐ 成果は低下した	想定され る理由	新型コロナの5類移行もあり、文化活動が再開、活 発化しているため、各種事業参加人数が増えている と想定される。	
②第5期総合計 画後期実施計画 (2026年度)の最 終的な目標達成 状況	☐ 現状の取組の延長で目標は達成でき る ☒ 現状の取組の延長で目標達成は難し いが、現行事業の見直しや新規事業の 企画実施で目標達成は可能 ☐ 事業の見直しや新規事業の企画実施 をしても目標達成は難しい	根拠 (理由)	文化活動やそれに類する活動について認知度が 低いところがあるため、周知することに取り組んで行 く必要がある。 芸術鑑賞の町民参加による実行委員会の継続、 町民活動支援センターの登録者数の増、町民文化 展の出展者増に向けた取組は継続的に実施する。 文化協会をはじめとする関係団体と連携し、多くの 町民が芸術、文化活動に興味を持ってもらえるよう 取り組む。	
(2) 施策の成果評価に対する2023年度事務事業総括				
①施策の成果向 上に対して貢献 度が高かった事 務事業	芸術鑑賞会等開催事業	②施策の成果向 上に対して貢献 度が低かった事 務事業		
③事務事業全体 の振り返り(総括)	・町民との連携による文化芸術活動の充実 芸術鑑賞会等開催事業は、町民参加による実行委員会組織での企画・運営で実施されており、引き 続き実施していくものとするが、多くの観客を求める等集客について検討が必要。 ・町民文化展の出展は上昇しているが、展示方法等の見直しを含めて関係者との協議を継続していく。 ・児童生徒の文化芸術振興 全国全道大会出場支援は、文化活動支援として浸透していることから、引き続き実施していく。 ・文化協会については役員の高齢化、加盟団体の減少等もあり停滞気味であると感じる。			

(3)「施策の方針」実現に対する進捗結果(計画策定時との比較)							
担当課 評価	新型コロナの5類移行により、全体的な文化・芸術活動の再開されている。全道全国大会への支援等、子ども達の文化活動等の支援を継続していく		A	B	C	D	E
		進捗結果			○		

A: 実現した

B: (後期実施計画策定時と比較して) 大きく前進した

C: (後期実施計画策定時と比較して) 前進した

D: (後期実施計画策定時と比較して) 変わらない又は維持した

E: (後期実施計画策定時と比較して) 後退した

4. 施策を取り巻く状況変化・住民意見等

施策を取り巻く状況と今後の予測	・芸術鑑賞会の開催は、町民参加による実行委員会組織として企画・運営を担っていただき、評価を得ていることから継続していくが、集客部分も意識した事業展開も考えていく必要を感じる。 ・町民文化展は年に1度作品を見てもらう機会であり、やりがい・いきがいにつながるものであることから多くの方に参加していただけるよう取り組んでいく。 ・文化協会活動については、多くの町民が参加・鑑賞できる事業の実施支援と組織の強化に協力していく。 ・文化芸術活動への支援として、鑑賞会等の充実を図るとともに、大会出場助成を継続する。 ・フレンドリーコンサートの本格再開は、吹奏楽関係者に取って大変喜ばしいものであり、引き続き支援を行う。
この施策に対して住民・審議会・議会からどのような意見や要望が寄せられ、どのように改善したか。	・文化活動に関する公民館施設の利用料金減(シニア割引)希望。 ・町民文化展の内容を再考。(茶席の実演、大正琴演奏など、展示以外のメニューの検討) ・ふるさと歴史館の活用(各種講座、特別展示等の実施)。

5. 施策の課題認識(現状の課題、第5期総合計画後期実施計画期間において新たにに取り組むべき課題)

- ・芸術鑑賞会の継続開催。町民参加の実行委員会組織からの提案事業を実施。
→様々な分野の鑑賞により町民の文化的思考の高揚に寄与する。
→集客面での検討も必要。
→「一流を見て、聴いて、学ぶ」事業を意識した講演内容
- ・文化協会の活動内容などを検証し、魅力ある組織、活動への協議と事業実施への支援。
→組織体制の高齢化、人材の育成、役員のなり手不足。
- ・指定管理者と連携した公民館講座の充実。
- ・文化活動に必要な設備備品の計画的な整備。
- ・ふるさと歴史館の各種講座、特別展示の実施等の事業充実。

6. 経営戦略会議(庁内評価)

評価	担当課評価同様に、前進したと評価する。		A	B	C	D	E
		進捗結果			○		
今後の取組に対する意見	5に記載の取り組みを進めてください。	A: 実現した B: (後期実施計画策定時と比較して) 大きく前進した C: (後期実施計画策定時と比較して) 前進した D: (後期実施計画策定時と比較して) 変わらない又は維持した E: (後期実施計画策定時と比較して) 後退した					

7. 総合計画審議会(外部評価)

評価	庁内評価同様に前進したと評価する。		A	B	C	D	E
		進捗結果			○		
今後の取組に対する意見	・他自治体で行っている体験型の文化展(生け花など)は反響があり、芽室町でも取り入れたらどうか。 ・学校単位で、楽器の演奏や人形劇など触れ合える機会を作ってほしい。 ・文化活動を支援する取り組みが必要である。	A: 実現した B: (後期実施計画策定時と比較して) 大きく前進した C: (後期実施計画策定時と比較して) 前進した D: (後期実施計画策定時と比較して) 変わらない又は維持した E: (後期実施計画策定時と比較して) 後退した					

施策番号 2-2-2	施策名	スポーツしやすい環境づくり	基本目標	心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり		
			政策名	地域文化の形成とスポーツ環境の充実		
	主管課	生涯学習課	課長名	江崎 健一	内 線	451
	施策関係課					

1. 施策の方針と成果指標

施策の方針		対象		意図				結果	
町民がいつでも気軽に自由にスポーツできる環境づくりを進めます。		町民		・いつでも気軽に自由にスポーツできるようにする				健康で明るいまちづくりを実現する	
成果指標	説明	単位	策定時(基準値)	2023年度実績	2024年度実績	2025年度実績	2026年度実績	2026年度目標	
① スポーツしやすい環境であると思う町民の割合	住民意識調査	%	83.5 (R3)	79.8				95.0	
② 芽室町内の体育施設利用者数	利用実績	人/年	124,734 (R3)	165,505				180,000	
③ 高校生以下の初心者がゲートボールを体験できる機会	生涯学習課調べ(教室・講座数)	回/年	21 (R3)	30				64	
成果指標設定の考え方	①住民満足度として非常に高い評価を得る数値とするもの。 ②前期計画で達成できなかった数値を目標とするもの。 ③事業機会を30%UPで推進しようとするもの。								

2. 施策の事業費

	策定時決算	2023年度決算	2024年度決算	2025年度決算	2026年度決算
施策事業費 (千円)	272,237	2,112,308			

3. 施策の達成状況

(1) 施策の達成度とその考察				
①2023年度の成果評価 (基準年との比較)	☒ 成果は向上した ☐ 成果は変わらなかった ☐ 成果は低下した	想定される理由	コロナも5類に移行するとともに、R5.7には温水プール、トレーニングセンターの改築により、スポーツする環境が拡充されるなど、施設の充実を通し住民の運動機会の促進につながった。	
②第5期総合計画後期実施計画(2026年度)の最終的な目標達成状況	☐ 現状の取組の延長で目標は達成できる ☒ 現状の取組の延長で目標達成は難しいが、現行事業の見直しや新規事業の企画実施で目標達成は可能 ☐ 事業の見直しや新規事業の企画実施をしても目標達成は難しい	根拠(理由)	コロナ禍も終わり自粛傾向から解放され、特にトレーニング施設の利用者増が施設利用の実績を押し上げている。 『一流を見て・聴いて・学ぶ』事業として、陸上や元プロ野球選手の招致、コンサドーレ観戦などの新たな取組について好評を得ていることから、様々な競技の一流の招致に努める。 ゲートボールの普及については、本町が定める「挑戦の流儀」の達成に努めるとともに、R6年度発祥の地杯GB大会にブラジルGB連合から60人ほど来町するなど、国際的なつながりを含め、GBの普及を進めるものである。	
(2) 施策の成果評価に対する第5期総合計画前期実施計画の事務事業総括				
①施策の成果向上に対して貢献度が高かった事務事業	トレーニング施設維持管理事業	②施策の成果向上に対して貢献度が低かった事務事業		
③事務事業全体の振り返り(総括)	・「一流を見て・聴いて・学ぶ」事業は、様々な競技を通して事業を実施するなど事業に対する一定の成果は得られているものと感じている。 ・社会体育施設については、R5年度にテニスコート、温水プール、トレーニングセンターの改築等施設整備を行い、住民のスポーツ環境の整備を行った。 ・町全体の施設整備や維持管理については、社会体育施設再整備構想に基づく計画的な実施に努める。 ・ゲートボールの再生については、特に若い世代への普及を重点的に進めるとともに、継続して取り組める環境の整備等について関係団体と引き続き連携・強化を進めていく。			

(3)「施策の方針」実現に対する進捗結果(計画策定時との比較)							
担当課 評価	コロナの5類移行、施設整備を進める中で特にトレーニングセンターの利用者が顕著であり、施設利用増につながっている。 ゲートボール再生に向けた取り組みについては、茅室高校生の日本一の明るい話題や中学生の授業の取り入れ、社会人GB大会新設の取組等、競技者増に向け、進めているところである。		A	B	C	D	E
		進捗結果			○		

A: 実現した

B: (後期実施計画策定時と比較して)大きく前進した

C: (後期実施計画策定時と比較して)前進した

D: (後期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した

E: (後期実施計画策定時と比較して)後退した

4. 施策を取り巻く状況変化・住民意見等

施策を取り巻く状況と今後の予測	「一流を見て・聴いて・学ぶ」事業における新たな可能性の創出(コンサドーレとの連携(バドミントン、カーリング)、コンサドーレと提携する他道内プロスポーツ団体(レバンガ北海道、ヴォレアス北海道)との連携。 - 日本ハムファイターズとの連携事業 - 社会体育施設再整備構想に基づく計画的な施設整備と適切な運営、維持管理の実施。 - ゲートボール競技の普及「挑戦の流儀」の検証。R7更新に向けた関係機関との連携。 - R6発祥の地大会におけるブラジルGB連合等の招致。 - 中学校部活動の地域移行への対応策検討。
この施策に対して住民・審議会・議会からどのような意見や要望が寄せられ、どのように改善したか。	- 社会体育施設周辺環境整備(駐車場、トイレ、支障木)。 - 健康プラザの整備(人工芝の張替、屋上防水(雨漏り修繕)等) - 町営野球場の整備(コンクリート部分のラバー化、レフト側フェンスのかさ上げ) - ゲートボール普及事業の強化、継続。 - 各種プロスポーツ団体と連携した事業の実施。 - 社会体育施設における適正な利用料金の設定。

5. 施策の課題認識(現状の課題、第5期総合計画後期実施計画期間において新たに取り組むべき課題)

「一流を見て・聴いて・学ぶ」事業の推進 →コンサドーレとの包括連携協定に基づく事業の推進(サッカー教室、観戦ツアー、アスリート栄養指導等) →コンサドーレ関連団体との連携(バドミントン・カーリング、レバンガ北海道、ヴォレアス北海道等) - 社会体育施設再整備構想における計画的な施設整備。 →施設機能の維持に要する計画的修繕 - GB再生計画「挑戦の流儀」(R3～R6)の検証とR7の更新に向けた取組。 - 少年団活動や部活の地域移行における指導者確保、総合型地域スポーツクラブの調査研究 →部活動の地域移行に関する取組 →地域人材の発掘・確保。

6. 経営戦略会議(庁内評価)

評価	担当課評価同様に「前進した」と評価する。		A	B	C	D	E
		進捗結果			○		
今後の取組に対する意見	5に記載の取り組みを進めてください。	A: 実現した B: (後期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C: (後期実施計画策定時と比較して)前進した D: (後期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した E: (後期実施計画策定時と比較して)後退した					

7. 総合計画審議会(外部評価)

評価	プール・トレーニングルーム等が評価されていることから、前進したと評価する。		A	B	C	D	E
		進捗結果			○		
今後の取組に対する意見	「一流を見て・聴いて・学ぶ」事業の継続 - 部活動の地域移行に関して、時間が限られていて子どもたちのウォーミングアップが十分にできないことがないよう、安全を最優先にしてほしい。	A: 実現した B: (後期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C: (後期実施計画策定時と比較して)前進した D: (後期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した E: (後期実施計画策定時と比較して)後退した					

施策の外部評価(専門部会)意見への対応一覧

No.	施策番号	施策名	外部意見		担当課
6	2-1-2	社会教育の推進	意見	写生会等課外活動を行うことで、子どもたちが芽室の良さを発見できるのではないか。	生涯学習課
			対応方針	1 対応する ② 検討する 3 対応不可	
			対応事業名	少年教育活動運営事業	
			対応内容	学校授業において、写生の時間が設けられていることから、現段階で開催予定はありませんが、今後、キャンプ等の野外活動において、状況に応じて開催を検討します。	

第3章

芽室町教育振興基本計画施策項目及び 成果指標実績

《芽室町教育振興基本計画における位置付け及び達成目標等》

施策目標 1 自ら未来を拓く力を育む教育の推進

施策項目（１）確かな学力と社会の変化に対応する力の育成				
成 果 指 標	基準年度(R3)	R04 年度実績	R05 年度実績	目標年度(R8)
全国学力・学習状況調査において、児童生徒の科目の平均正答率の全国値を 100 とした場合の値	小 6 96.4 中 3 95.2	小 6 96.7 中 3 97.8	小 6 97.8 中 3 97.3	100.0 以上
全国学力・学習状況調査において、「学校の授業以外に、普段（月曜日～金曜日）１日どれくらいの時間勉強しますか」という質問に対して、「１時間以上勉強する」と回答した児童生徒の割合	小 6 40.1% 中 3 74.6%	小 6 35.3% 中 3 60.6%	小 6 38.9% 中 3 47.8%	小 6 63.0% 中 3 76.0%
全国学力・学習状況調査において、「授業（算数・数学）の内容がよくわかる」「どちらかといえばわかる」と回答した児童生徒の割合	小 6 84.5% 中 3 63.0%	小 6 80.8% 中 3 71.8%	小 6 78.9% 中 3 76.4%	小 6 85.0% 中 3 75.0%
（新）全国学力・学習状況調査において、「将来の夢や目標を持っている」「どちらかといえば持っている」と回答した児童生徒の割合	小 6 79.7% 中 3 69.3%	小 6 74.4% 中 3 59.0%	小 6 81.7% 中 3 79.1%	小 6 85.0%(80.3%) 中 3 75.0%(68.6%)

施策目標 1 自ら未来を拓く力を育む教育の推進

施策項目（２）規範意識や思いやりの心など豊かな心の育成				
成 果 指 標	基準年度(R3)	R04 年度実績	R05 年度実績	目標年度(R8)
全国学力・学習状況調査において、「自分には、よいところがある」「どちらかといえばある」と回答した児童生徒の割合	小 6 74.7% 中 3 83.6%	小 6 77.6% 中 3 79.3%	小 6 82.2% 中 3 87.4%	小 6 77.0% 中 3 89.0%(77.0%)
全国学力・学習状況調査において、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」「どちらかといえばいけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合	小 6 99.4% 中 3 96.3%	小 6 96.8% 中 3 96.2%	小 6 96.1% 中 3 97.8%	すべての児童生徒が「いけないことだと思う」と回答することを目指す
（新）全国学力・学習状況調査において、「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる」「どちらかといえば取り組んでいる」と回答した児童生徒の割合	小 6 84.0% 中 3 94.7%	小 6 64.7% 中 3 91.5%	小 6 80.6% 中 3 92.9%	小 6 89.0%(81.1%) 中 3 100%(86.2%)

施策目標 1 自ら未来を拓く力を育む教育の推進

施策項目（3）健やかな体の育成と健康・防災教育の推進				
成 果 指 標	基準年度(R3)	R04 年度実績	R05 年度実績	目標年度(R8)
全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、体力合計点の全国平均値を 50.0 とした場合の値	小 5 男子 47.6 小 5 女子 51.5 中 2 男子 47.3 中 2 女子 46.7	小 5 男子 52.2 小 5 女子 50.0 中 2 男子 49.0 中 2 女子 47.4	小 5 男子 50.8 小 5 女子 54.0 中 2 男子 48.9 中 2 女子 50.5	50.0 以上
全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、体育の授業以外で 1 週間に運動・スポーツの総運動時間が 60 分以上と回答した児童生徒の割合	小 5 男子 89.7% 小 5 女子 88.6% 中 2 男子 89.8% 中 2 女子 79.0%	小 5 男子 93.7% 小 5 女子 91.9% 中 2 男子 83.7% 中 2 女子 78.7%	小 5 男子 86.9% 小 5 女子 87.1% 中 2 男子 81.0% 中 2 女子 76.2%	小 5 男子 92.0% 小 5 女子 93.0%(86.0%) 中 2 男子 93.0% 中 2 女子 83.0%
全国学力・学習状況調査において、「朝食を毎日食べている」と回答した児童生徒の割合	小 6 84.0% 中 3 91.0%	小 6 75.0% 中 3 78.7%	小 6 81.1% 中 3 83.0%	小 6 90.0% 中 3 95.0%(90.0%)

施策目標 2 多様な学びと質の高い教育を保障する環境の確立

施策項目（1）特別なニーズに対応した教育の推進				
成 果 指 標	基準年度(R3)	R04 年度実績	R05 年度実績	目標年度(R8)
「芽室町個別支援計画」を進学先等への引き継ぎに活用している学校の割合	100%	100%	100%	100%
小・中学校に配置されている教育活動指導助手や支援員の人数	17 人	18 人	18 人	適正に配置

施策目標 2 多様な学びと質の高い教育を保障する環境の確立

施策項目（2）教育の機会均等などの学びのセーフティネットの構築				
成 果 指 標	基準年度(R3)	R04 年度実績	R05 年度実績	目標年度(R8)
教育の機会均等などの確保に向けた各種制度の周知徹底	実施	実施	実施	実施

施策目標 2 多様な学びと質の高い教育を保障する環境の確立

施策項目（3）安全・安心で質の高い教育環境の整備				
成 果 指 標	基準年度(R3)	R04 年度実績	R05 年度実績	目標年度(R8)
時間外在校等時間が1か月45時間以内となる教職員の割合	86.6%	86.8%	87.5%	100%
学校図書館図書標準の達成率	小 109.7%	小 110.9%	小 123.0%	100%以上
	中 112.6%	中 118.2%	中 106.0%	

施策目標 3 持続可能な地域づくりを支える教育の推進

施策項目（1）地域とともにある学校づくりの推進				
成 果 指 標	基準年度(R3)	R04 年度実績	R05 年度実績	目標年度(R8)
(新) 全国学力・学習状況調査において、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」「どちらかといえば考えることがある」と回答した児童生徒の割合	小 6 46.3%	小 6 41.7%	小 6 73.4%	小 6 53.0%
	中 3 40.2%	中 3 37.7%	中 3 61.0%	中 3 44.0%
全国学力・学習状況調査において、「保護者や地域の人々が学校における教育活動や様々な活動によく参加してくれる」「参加してくれる」と回答した学校の割合	100%	100%	100%	100%

※ 成果指標「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」が令和5年度から「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」に変更となっており、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童の割合を記載。

施策目標 3 持続可能な地域づくりを支える教育の推進

施策項目（2）社会教育の推進と文化・スポーツの振興				
成 果 指 標	基準年度(R3)	R 04 年度実績	R 05 年度実績	目標年度(R8)
児童生徒の社会教育事業参加人数	419 人	274 人	291 人	1,190 人
芽室町内の体育施設利用者数	124,734 人	171,238 人	194,102 人	180,000 人
文化活動への参加者数	1,172 人	1,369 人	1,439 人	1,400 人

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係条文抜すい）

〔昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号〕

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

日程第 9

議案第 3 8 号

芽室町文化賞等規則中一部改正の件

芽室町文化賞等規則の一部を改正しようとするものであります。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町文化賞等規則の一部を改正する規則

芽室町文化賞等規則（平成28年教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、少年文化賞及び少年文化奨励賞」を削る。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 文化賞等は、一般の部において高校生以上、小学生の部で小学生、中学生の部で中学生をそれぞれ対象とする。

第3条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「文化賞」を「文化賞・一般の部」に改める。

第4条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「文化奨励賞」を「文化奨励賞・一般の部」に改める。

第5条の見出し中「少年文化賞」を「文化賞・小学生の部、文化賞・中学生の部」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

小学生又は中学生の区分における個人又は団体が、全国又は全道規模の各種団体が行う文化事業において、次の各号のいずれかに該当する特に優秀な成績を収めたときは、芽室町文化賞・小学生の部又は芽室町文化賞・中学生の部を贈り、これを表彰する。

第6条の見出し中「少年文化奨励賞」を「文化奨励賞・小学生の部、文化奨励賞・中学生の部」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

小学生又は中学生の区分における個人又は団体が、全国又は全道規模の各種団体が行う文化事業において、次のいずれかに該当する優秀な成績を収めたときは、芽室町文化奨励賞・小学生の部又は芽室町文化奨励賞・中学生の部を贈り、これを表彰する。

第7条を次のように改める。

（表彰の制限）

第7条 過去に文化賞の表彰を受けた者は、同一部門及び同一分野で文化奨励賞を受賞することはできない。ただし、部門が変更となった場合は、同一分野において文化奨励賞を受賞することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

説 明

社会状況の変化を鑑み、小、中学生を対象とする賞の名称を改めるとともに、過去

に小、中学生の区分において文化分野の最高賞である文化賞を受賞した者に対する表彰の制限を緩和するものであります。

芽室町文化賞等規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案	現 行
(趣旨) 第1条 この規則は、芽室町の文化の振興を図るため、各種文化事業において優秀な成績を収めた者及び文化の発展に寄与した者に対し、文化賞、文化奨励賞（以下「文化賞等」という。）を贈り、これを顕彰及び奨励するに当たって必要な事項を定めるものとする。 (表彰対象) 第2条 一略— 2 <u>文化賞等は、一般の部において高校生以上、小学生の部で小学生、中学生の部で中学生をそれぞれ対象とする。</u> 3 一略— (文化賞・一般の部) 第3条 <u>文化賞・一般の部</u>は次の2部門とする。 (1)～(3) 一略— (文化奨励賞・一般の部) 第4条 <u>文化奨励賞・一般の部</u>は次の2部門とする。 (1)～(3) 一略—	(趣旨) 第1条 この規則は、芽室町の文化の振興を図るため、各種文化事業において優秀な成績を収めた者及び文化の発展に寄与した者に対し、文化賞、文化奨励賞、少年文化賞及び少年文化奨励賞（以下「文化賞等」という。）を贈り、これを顕彰及び奨励するに当たって必要な事項を定めるものとする。 (表彰対象) 第2条 一略— 2 <u>文化賞及び文化奨励賞は高校生以上を対象とし、少年文化賞及び少年文化奨励賞は、小学生及び中学生を対象とする。</u> 3 一略— (文化賞) 第3条 <u>文化賞</u>は次の2部門とする。 (1)～(3) 一略— (文化奨励賞) 第4条 <u>文化奨励賞</u>は次の2部門とする。 (1)～(3) 一略—

改正案	現 行
(文化賞・小学生の部、文化賞・中学生の部) 第5条 <u>小学生又は中学生の区分における個人又は団体は、全国又は全道規模の各種団体が行う文化事業において、次の各号のいずれかに該当する特に優秀な成績を収めたときは、芽室町文化賞・小学生の部又は芽室町文化賞・中学生の部を贈り、これを表彰する。</u> (1)～(3) 一略— (文化奨励賞・小学生の部、文化奨励賞・中学生の部) 第6条 <u>小学生又は中学生の区分における個人又は団体は、全国又は全道規模の各種団体が行う文化事業において、次のいずれかに該当する優秀な成績を収めたときは、芽室町文化奨励賞・小学生の部又は芽室町文化奨励賞・中学生の部を贈り、これを表彰する。</u> (1)～(3) 一略— (表彰の制限) 第7条 <u>過去に文化賞の表彰を受けた者は、同一部門及び同一分野で文化奨励賞を受賞することはできない。ただし、部門が変更となった場合は、同一分野において文化奨励賞を受賞することができ。</u>	(少年文化賞) 第5条 <u>全国又は全道規模の各種団体が行う文化事業において、次の各号のいずれかに該当する特に優秀な成績を収めた個人又は団体に対して、芽室町少年文化賞（以下「少年文化賞」という。）を贈り、これを表彰する。</u> (1)～(3) 一略— (少年文化奨励賞) 第6条 <u>全国又は全道規模の各種団体が行う文化事業において、次のいずれかに該当する優秀な成績を収めた個人又は団体に対して、芽室町少年文化奨励賞（以下「少年文化奨励賞」という。）を贈り、これを表彰する。</u> (1)～(3) 一略— (表彰の制限) 第7条 <u>過去に文化賞の表彰を受けた者は、同一部門及び同一分野で文化奨励賞を受賞することはできない。</u>
	2 <u>過去に少年文化賞の表彰を受けた者は、同一分野で少年文化奨励賞を受賞することはできない。</u>

改正案	現 行
<u>附 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>	

日程第 10

議案第 39 号

芽室町スポーツ賞等規則中一部改正の件

芽室町スポーツ賞等規則の一部を改正しようとするものであります。

令和 6 年 11 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町スポーツ賞等規則の一部を改正する規則

芽室町スポーツ賞等規則（平成28年教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、少年スポーツ賞及び少年スポーツ奨励賞」を削る。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 スポーツ賞等は、一般の部において高校生以上、小学生の部で小学生、中学生の部で中学生をそれぞれ対象とする。

第3条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「スポーツ賞」を「スポーツ賞・一般の部」に改める。

第4条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「スポーツ奨励賞」を「スポーツ奨励賞・一般の部」に改める。

第5条の見出し中「少年スポーツ賞」を「スポーツ賞・小学生の部、スポーツ賞・中学生の部」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

小学生又は中学生の区分における個人又は団体が、国、地方公共団体又は公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する競技団体若しくはこれに準じる団体が主催、共催又は後援するスポーツ大会において、次の各号のいずれかに該当する成績を収めたときは、芽室町スポーツ賞・小学生の部又は芽室町スポーツ賞・中学生の部を贈り、これを表彰する。

第6条の見出し中「少年スポーツ奨励賞」を「スポーツ奨励賞・小学生の部、スポーツ奨励賞・中学生の部」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

小学生又は中学生の区分における個人又は団体が、国、地方公共団体又は公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する競技団体若しくはこれに準じる団体が主催、共催又は後援するスポーツ大会において、次のいずれかに該当する成績を収めたときは、芽室町スポーツ奨励賞・小学生の部又は芽室町スポーツ奨励賞・中学生の部を贈り、これを表彰する。

第7条を次のように改める。

（表彰の制限）

第7条 過去にスポーツ賞の表彰を受けた者は、同一部門及び同一競技でスポーツ奨励賞を受賞することはできない。ただし、部門が変更となった場合は、同一競技においてスポーツ奨励賞を受賞することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

説 明

社会状況の変化を鑑み、小、中学生を対象とする賞の名称を改めるとともに、過去に小、中学生の区分においてスポーツ分野の最高賞であるスポーツ賞を受賞した者に対する表彰の制限を緩和するものであります。

芽室町スポーツ賞等規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案	現 行
(趣旨) 第1条 この規則は、芽室町のスポーツの振興を図るため、各種スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者に対し、スポーツ賞、スポーツ奨励賞（以下「スポーツ賞等」という。）を贈り、これを顕彰及び奨励するに当たって必要な事項を定めるものとする。 (表彰対象) 第2条 一略— 2 <u>スポーツ賞等は、一般の部において高校生以上、小学生の部で小学生、中学生の部で中学生をそれぞれ対象とする。</u> 3 一略— (スポーツ賞・一般の部) 第3条 <u>スポーツ賞・一般の部は次の2部門とする。</u> (1)～(3) 一略— (スポーツ奨励賞・一般の部) 第4条 <u>スポーツ奨励賞・一般の部は次の2部門とする。</u>	(趣旨) 第1条 この規則は、芽室町のスポーツの振興を図るため、各種スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者に対し、スポーツ賞、スポーツ奨励賞、少年スポーツ賞及び少年スポーツ奨励賞（以下「スポーツ賞等」という。）を贈り、これを顕彰及び奨励するに当たって必要な事項を定めるものとする。 (表彰対象) 第2条 一略— 2 <u>スポーツ賞及びスポーツ奨励賞は高校生以上を対象とし、少年スポーツ賞及び少年スポーツ奨励賞は、小学生及び中学生を対象とする。</u> 3 一略— (スポーツ賞) 第3条 <u>スポーツ賞は次の2部門とする。</u> (1)～(3) 一略— (スポーツ奨励賞) 第4条 <u>スポーツ奨励賞は次の2部門とする。</u>

改正案	現 行
(1)～(3) 一略一 (スポーツ賞・小学生の部、小学生の部、スポーツ賞・中学生の部) 第5条 <u>小学生又は中学生の区分における個人又は団体が、国、地方公共団体又は公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する競技団体若しくはこれに準じる団体が主催、共催又は後援する大会において、次の各号のいずれかに該当する成績を収めたときは、芽室町スポーツ賞・小学生の部又は芽室町スポーツ賞・中学生の部を贈り、これを表彰する。</u> (1)～(3) 一略一	(1)～(3) 一略一 (<u>少年スポーツ賞</u>) 第5条 <u>国、地方公共団体又は公益財団法人日本体育協会に加盟する競技団体若しくはこれに準じる団体が主催、共催又は後援するスポーツ大会において、次の各号のいずれかに該当する成績を収めた個人又は団体に對して、芽室町少年スポーツ賞（以下「少年スポーツ賞」という。）を贈り、これを表彰する。</u> (1)～(3) 一略一
(スポーツ奨励賞・小学生の部、スポーツ奨励賞・中学生の部) 第6条 <u>小学生又は中学生の区分における個人又は団体が、国、地方公共団体又は公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する競技団体若しくはこれに準じる団体が主催、共催又は後援する大会において、次のいずれかに該当する成績を収めたときは、芽室町スポーツ奨励賞・小学生の部又は芽室町スポーツ奨励賞・中学生の部を贈り、これを表彰する。</u> (1)～(3) 一略一	(<u>少年スポーツ奨励賞</u>) 第6条 <u>国、地方公共団体又は公益財団法人日本体育協会に加盟する競技団体若しくはこれに準じる団体が主催、共催又は後援するスポーツ大会において、次のいずれかに該当する成績を収めた個人又は団体に對して、芽室町少年スポーツ奨励賞（以下「少年スポーツ奨励賞」という。）を贈り、これを表彰する。</u> (1)～(3) 一略一
(表彰の制限) 第7条 <u>過去にスポーツ賞の表彰を受けた者は、同一部門及び同一競技でスポーツ奨励賞を受賞することはできない。ただし、部門</u>	(表彰の制限) 第7条 <u>過去にスポーツ賞の表彰を受けた者は、同一部門及び同一競技でスポーツ奨励賞を受賞することはできない。</u>

改正案	現 行
が変更となった場合は、同一競技においてスポーツ奨励賞を受賞 することができ。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	2 過去に少年スポーツ賞の表彰を受けた者は、同一競技で少年ス ポーツ奨励賞を受賞することはできない。

日程第 1 1

議案第 4 0 号

令和 6 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の
件（非公開）

令和 6 年度芽室町一般会計教育費補正予算案に対する意見について、地方教育行政
の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとする
ものであります。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教 推 第 4 0 - 5 号

令和6年11月27日

芽室町長 手 島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和6年度芽室町一般会計教育費補正予算案について（申出）

このことについて、別添のとおり措置いただきますよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

（教育推進課教育総務係）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係条文抜すい）

〔昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号〕

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作
成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○芽室町教育委員会事務委任規則

昭和 52 年 11 月 16 日教委規則第 4 号

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外の事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。
- (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1 件 1,000 万円を超える教育財産の取得を町長に申し出ること。
- (4) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について町長に意見を申し出ること。
- (5) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (6) 教育長及び課長等の任免を行うこと。
- (7) 学校その他教育施設の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (8) 1 件 1,000 万円を超える工事の計画を町長に申し出ること。
- (9) 道費負担教職員の懲戒及び任免その他の進退について内申すること。
- (10) 道費負担教職員の服務監督の一般方針を定めること。
- (11) 前 2 号に定めるもののほか、人事の一般方針を定めること。
- (12) スポーツ推進委員、社会教育委員その他の附属機関の委員を委嘱すること。
- (13) 校長、教頭、教諭その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱すること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 指定文化財の指定及び解除を行うこと。
- (17) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定による点検及び評価に関すること。

第 2 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定によらなければならない。

第 3 条 教育長は、第 1 条の規定により教育長に委任された事務で重要な事項について次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を得なければならない。